

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年11月7日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び療養給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bの職員として不動産賃貸業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成23年8月24日、業務で郵便物を発送するため訪れていた会社C店内において、鉄製の扉が請求人の背中に当たり負傷（以下「郵便局内事故」という。）し、平成24年10月30日、業務終了後の帰宅途中において会社Bに隣接する駐車場のエレベーターに左手を挟まれ負傷（以下「エレベーター内事故」という。）した。

請求人は、会社C店内事故について、業務上の事由により腰部打撲等を発症したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由による傷病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「前1処分」という。）をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成24年8月8日付けでこれを棄却した。更に、請求人は、この決定を不服として、当審査会に再審査請求（平成24年労第481号事件）し、当審査会は、平成25年4月30日付けでこれを棄却（以下「前1裁決」という。）した。

請求人は、前1処分後もD医療機関及びE施術機関への受診を続け、また、平成25年3月18日にF医療機関に受診し、「頸部脊柱管狭窄症、腰部脊柱管狭窄症」と診断され、D医療機関及びE施術機関で診断された腰部打撲等と併せ、これらの傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長は業務に起因する傷病とは認めず、療養補償給付の請求権は時効により消滅しているとして、平成27年8月31日付け、同年11月24日付け

及び平成28年3月24日付けでこれらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成30年3月29日付けでこれを棄却した。更に請求人は、この決定を不服として、当審査会に再審査請求（平成30年労第227号事件）し、当審査会は、令和元年10月11日付けでこれを棄却（以下「前2裁決」という。）した。

また、請求人は、エレベーター内事故について、通勤災害によるものであるとして、療養給付を請求したところ、監督署長は、平成25年3月12日をもって治癒（症状固定）と判断し、以降の療養給付は支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成30年3月29日付けでこれを棄却した。更に請求人は、この決定を不服として、当審査会に再審査請求（平成30年労第474号事件）し、当審査会は、令和元年10月11日付けでこれを棄却（以下「前3裁決」という。）した。

請求人は、前1処分後の平成25年9月4日、G医療機関に受診し、「脊椎関節炎、続発性線維筋痛症」と診断され、以後同医療機関等において療養を受けた。

3 本件は、請求人が、G医療機関の診断に係る上記傷病は業務上及び通勤上の事由によるものであるとして療養補償給付及び療養給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月12日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に発症、増悪した傷病が、業務上及び通勤上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 会社C店内事故及びエレベーター内事故と請求人の傷病である脊椎関節炎、続発性線維筋痛症（以下「本件傷病」という。）との相当因果関係について、当審査会は、前1 裁決及び前2 裁決において、会社C店事故については、要旨、「請求人に扉が接触することがあったとしても、明白な打撲痕が残る程の衝撃ではなかったことは明らかである。」と判断している。さらに、前1 裁決に係る取消訴訟事件の判決において、要旨、「仮に請求人に本扉との接触を契機として脊椎関節炎の発症又は増悪が認められたとしても、本扉が請求人の身体に接触した程度は軽微なものであって、打撲傷を含め負傷を生じないことからすれば、本扉による接触は日常生活上も通常生じ得る程度のものにすぎず、業務に内在する危険が現実化したものと評価できない。」と判示しており、会社C店内事故と本件傷病との間に相当因果関係はないと判断する。

(2) また、前3 裁決において、エレベーター内事故で負ったとされる左手打撲及び左手指の腱鞘炎等については、要旨、「左手打撲は平成2 5年3月1 2日治癒した。」とし、左手指の腱鞘炎等については、エレベーター内事故との相当因果関係は認められないとしている。

さらに、H医師は、平成2 9年1 0月1 7日監督署受付の意見書において、要旨、「エレベーター内事故は手という局限した部位であり、軽微な外傷から全身性の疾患である脊椎関節炎への発症は否定せざるを得ない。」と述べており、発症機序を考えると、H医師の意見は妥当なものである。よって、エレベーター内事故と本件傷病との相当因果関係は認められない。

(3) 以上のとおり、本件傷病が、業務上及び通勤上の事由によるものであるということはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月24日